　部課長各位 2020年6月29日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 総務部管理課

【**通達】新型コロナウイルスに関する(キグチ)対応について【第8報】**

掲題の件、6月19日付で政府より都道府県を超えた移動自粛が解除となりましたので、これまでご協力頂いている感染予防対策を継続しつつ、一部緩和致します。一部緩和に伴い、行動・活動の気を緩めることの無いように、従業員ならびにご家族を含めた感染予防について引き続きご理解ご協力頂きますよう、各部門にて周知徹底をお願い致します。（追加・変更箇所を赤字に、緩和箇所を青字線しております）

1. 個人の感染予防

（１）手洗い（手洗い後のアルコール消毒）、うがいの励行ならびに咳エチケットなどの基本的衛生管理を

徹底する。特に外出先からの帰宅時や食事前などは、こまめに手洗い、うがいをすること。

＊手指衛生の基本は水道水と石鹸による手洗いであることから、一人ひとりが丁寧な（40秒/回が

　目安）手洗いを実施する。

＊つり革、手すりなどの他人が触れる場所に触れた後は、鼻、口、目などを触らないように

　気を付ける。不特定多数の方の触るものに接触した後は手指衛生が重要となります。

（２）出勤前の体調確認

　　　風邪の症状や37.5℃以上の発熱などの体調不良時には無理して出勤しない。

　　　対応について4項の「本人が37.5℃以上の発熱した場合」ならびにフロー図参照のこと。

（３）公私ともに人混みを極力避ける。避けられない場合はマスクを着用する。

　　　外出先からの帰宅時の手洗い、うがいを徹底すること。

（４）利用者・参加者の３密が避けられる具体的な対策や、マスクの着用、アルコール消毒液による

　　　手指消毒が義務付けられている等の感染対策が取れていることが確認できる施設（密閉空間を除く）

　　　イベントについては利用・参加をしても差し支えないものとする。

　　　但し、接客を伴う飲食の場へ行くことは厳に控えること。

特定・不特定に関わらず多数が集まるイベントへの参加、不特定多数が使用する施設の利用、

　　　密閉空間の長時間の滞在など、感染リスクが高まる行動を控える。

　　　イベント例：コンサート、観劇、ライブ（フェス）等

　　　施設例：ライブハウス、カラオケボックス、スポーツジム、ゲームセンター、パチンコ店

　　　　　　　銭湯・温泉施設、映画館、雀荘、居酒屋等

2．職場の感染予防

（１）個人の感染予防同様、手洗い、うがいの励行ならびに咳エチケットを実践すること。

　　　＊職制は自職場の従業員へ適宣、指示を出すこと。

（２）職場で従業員が37.5℃以上の発熱をした場合は、マスクを着用させ帰宅させる。

　　　＊帰宅者が発生した場合には、（総務）へ一報する。

（３）職場でのマスクならびにアルコール消毒液の必要な場合、（総務/管理課）へ一報する。

3．勤務ならびに共有施設の利用における感染予防

出張・顧客訪問等、来客等（工事業者含む）の受入れ、会議、各種行事（懇親会）、食堂、喫煙所などに

ついては以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 備考 |
| 出張・顧客訪問等 | ①海外出張は従来通り渡航禁止とする。  ②国内出張は必要最低限のものに限り認める。  　＊対象者はマスク着用等感染予防を図る。  　＊出張記録を残す。追跡確認ができれば日報でも可とする。  ＊帰任後14日間は各自にて毎朝、下記【健康観察】を必ず実施する。  ③営業部の勤務について在宅勤務など人との接触を減らす取り組みを可とする。  ＊顧客訪問する場合は、マスク着用等感染予防を図り訪問すること。  可能であればWeb会議などによる実行を図る。  ＊訪問（出張）記録（特にお会いした方の名前）を残す。追跡確認ができれば記録は日報でも可とする。  　　＊人との接触する機会が多いことから下記【健康観察】に十分注意すること。 | 総務部長  と部門長が要否を判断する。 |
| 来客等(工事業者含む)の受入れ | ①下記、【感染リスク対策】の実施をした上で受入れを認める。  ②納品での来社について、納品場所を指示して短時間で対応が終わるよう  にする。 | 総務部長と部門長が来訪者受入れの要否を判断する。 |
| 会議 | 実施する場合は、出席者のマスク着用、入出時のアルコール消毒液による  手指衛生を徹底すること。  相互間で2ｍの距離を保つことを基本とし着座することを推奨します。  ＊可能な限り、人を集めることを避け、代替手段（Web会議）による対応を図る。 | 主催部門の長が要否を判断する。 |
| 各種行事  （懇親会など） | 参加者の体調確認や手指消毒を講じることで開催を認める。人との接触が密となる場合はマスクを着用するなど感染予防を図ること。万が一に備え業務に支障が出ないように配慮をすること。  ＊開催に際して、物理的な接触や箸・食器の共有、回し飲みなどは厳に控え  　節度を持って行動すること。  ＊可能な限り控えること、または時期の見直しを検討すること。 | 開催責任者が要否を判断する。 |
| 食事 | 飛沫感染を防ぐために、混雑を避けて昼食を取ることが望ましい。  ＊期間中は食堂以外での昼食も可とする。例）旧食堂など  ＊向かい合って座ることを極力避ける。 | 職制による適宜な指示 |
| 喫煙所 | 喫煙する場合は混雑（３密）を避け交代で利用するなど配慮すること。  ＊利用前、利用後の手洗い、うがいを実施するなど、個人の感染予防を徹底  する。 | 喫煙者による感染予防の励行 |

【健康観察】

　出張や帰省した場合、帰任後14日間は各自にて毎朝、健康観察（検温、風邪症状・倦怠感の有無）を

実施し、出勤時にはマスクを着用する。尚、健康観察にて不調がある場合は出勤を控え、必ず上長へ

報告し、会社の指示を待つこと。

【感染リスク対策】

　①ご来場前の体調に異常が無いことを確認して頂き、37.5℃以上の発熱または倦怠感などの症状が

　　ある場合は、訪問を自粛して頂く。

　②ご来場時にマスクを持参いただき、社内ではマスク着用の徹底にご協力い頂く。

　　＊マスクをお持ちでないお客様について支給する。

③アルコール消毒液が設置してある場所では消毒をして頂く。

4．感染または感染が疑われる場合の対応内容ならびに勤務など取り扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 状況 | 対応内容 | 対象期間 | 勤務・休暇取扱い |
| 本人が新型コロナウイルスに感染した場合 | ①保健所、上長へ本人が連絡  ②入院または自宅待機**（出勤不可）** | 保健所の指示に従うと共に医師等の診断により出社可とされるまで | 有給休暇または  欠勤届出 |
| 本人が37.5℃以上の発熱した場合 | ①自宅待機**（出勤不可）**  ②必要に応じて入院 | 発熱から診断が確定するまで、また発熱が4日以上続く場合、新型コロナウイルスの感染検査を受検し感染結果が出るまで | **予防休暇**  **※今回の新型コロナウイルス対応に伴う特別取り扱い** |
| 新型コロナウイルスの  感染検査の結果「陰性」と確定した日の翌日から解熱するまで（**＊**） | 有給休暇または  欠勤届出 |
| 本人、同居家族が濃厚接触者の場合 | 自宅待機**（出勤不可）** | 14日間  但し、同居家族がPCR検査の結果「陰性」と確定した場合、従業員本人が発熱や体調不良が無いことを前提に、確定した翌日からマスク着用の上で出勤可 | **予防休暇**  但し、会社は業務上の都合により必要ある場合は、在宅勤務を指示することがある。 |
| 同居家族が感染者の場合 | 自宅待機（出勤不可） | 14日間 | **予防休暇**  但し、会社は業務上の都合により必要ある場合は、在宅勤務を指示することがある。 |
| 保健所等の指示により勤務場所（建屋・事務所等）を閉鎖した場合 | 自宅待機（出勤不可） | 閉鎖期間終了まで | 勤務・休暇取扱い  を検討する。 |

**（＊）インフルエンザ等、他の感染症と診断された場合、医師等の診断により出社可とされるまで**

1. 派遣社員の取り扱いに関して派遣元に準じます。
2. 派遣部、出向部の従業員について派遣(出向)先の指示を優先とします。
3. 業務上、やむを得ずの出張後、新型コロナウイルスに感染した場合については、感染が

分かった時点で「勤務・休暇取扱い」を検討する。例）公傷病休暇の適用など

1. 濃厚接触者の定義：

①新型コロナウイルス陽性者(以下陽性者)と同居あるいは長時間の接触（社内、航空機等も

　含む）あった。

②陽性者と会食した。

③陽性者と会話することが可能な距離（目安ととして2ｍ以内）で必要な感染予防策なしで

　接触した。

1. 体調不良ならびに発熱（37.5℃以上）の症状が4日未満で解消され、新型コロナウイルスの

感染の疑いがない場合は出勤可。但し、上長と相談した上で出勤の判断を行う。

＊発熱（37.5℃）の症状での休み：**予防休暇**

　解熱して、新型コロナウイルスの感染の疑い場合での休み：**有給休暇または欠勤届出**

1. 予防休暇は病院で診療明細書を貰い（総務）へ提示があった場合適用とします。

5．従業員本人や従業員の同居家族に感染または感染が疑われる場合の上長・職場の対応

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 状況 | 本人 | 上長・職場 | 備考 |
| 保健所の指示に基づき  PCR検査を受検するとき | ①保健所の指示に従う  ②上長へ都度、報告する | ①上長は部門長へ報告する  ②部門長は備考欄の報告事項を確認の上、（総務）へ報告する。  ③職場は過去14日間の対象者の動線を確認し、濃厚接触の可能性がある場面や従業員の洗出しを行う。 | ＜（総務）報告事項＞  ①対象者指名  ②続柄（家族の場合）  ③濃厚接触者と特定  された日  ④検査予定日  （検査結果）  ⑤勤務状態  （従業員本人の場合）  ⑥自覚症状  ⑦入院の有無  （待機場所）  ⑧経緯、経過  （わかる範囲で） |
| PCR検査で「陽性」と  診断された場合 |
| 保健所より濃厚接触者と認定されたとき |

＊保健所（＝帰国者・接触者相談センター）の指導に従い対応する。

保健所電話番号について、別紙（最寄りの保健所一覧）を参照のこと。

＊陽性者が出た場合、職場の対応(閉鎖ならびに復旧等)は、保健所の指示に従い対応する。

＊陽性者が出た場合の情報の伝達は、総務部から先ず各部門長へ連絡を行う。

　連絡ルート：総務部 → 部門長 → 課長 →係長 → グループリーダー → 従業員

6．実施期間

　当面の間とする。政府および地方自治体から指示があった場合はそれを優先する。

7．その他

　①同居家族を含めて個人の感染予防を徹底願います。

＊海外への渡航禁止、私用旅行した場合には、帰国後14日間の自宅待機を要します。（予防休暇対象外）

　②ご不明な点がございましたら、（総務　管理課　木口智、宮原）までお問合せ下さい。